

◎新潟県告示第208号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 遠藤 弘良）
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地
三越タクシービル
新潟県長岡市柏町1丁目1番7号
 - (2) 講習日程及び講習科目
第1日（9月26日）公衆衛生（4時間）
衛生管理（2時間）
第2日（10月3日）衛生管理（6時間）
第3日（10月4日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格
令和4年8月1日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 16,000円